

社会保険新組織の実現に向けた有識者会議(第9回)

平成18年2月20日(月)
18時00分 ~ 20時00分
厚生労働省 専用第15会議室

議事次第

1. 開会

2. 議事

社会保険庁改革関連法案について
業務改革のフォローアップ(第1回)について

3. 閉会

新組織実現会議の今後のスケジュール（案）

2月20日	○改革関連法案 ○業務改革のフォローアップ（第1回）
-------	-------------------------------



4月	○システム改革の在り方 ○地方組織の改革の在り方 ○新人事評価制度（試行結果及び本格実施に向けた対応） ○業務改革のフォローアップ（第2回）等
----	--

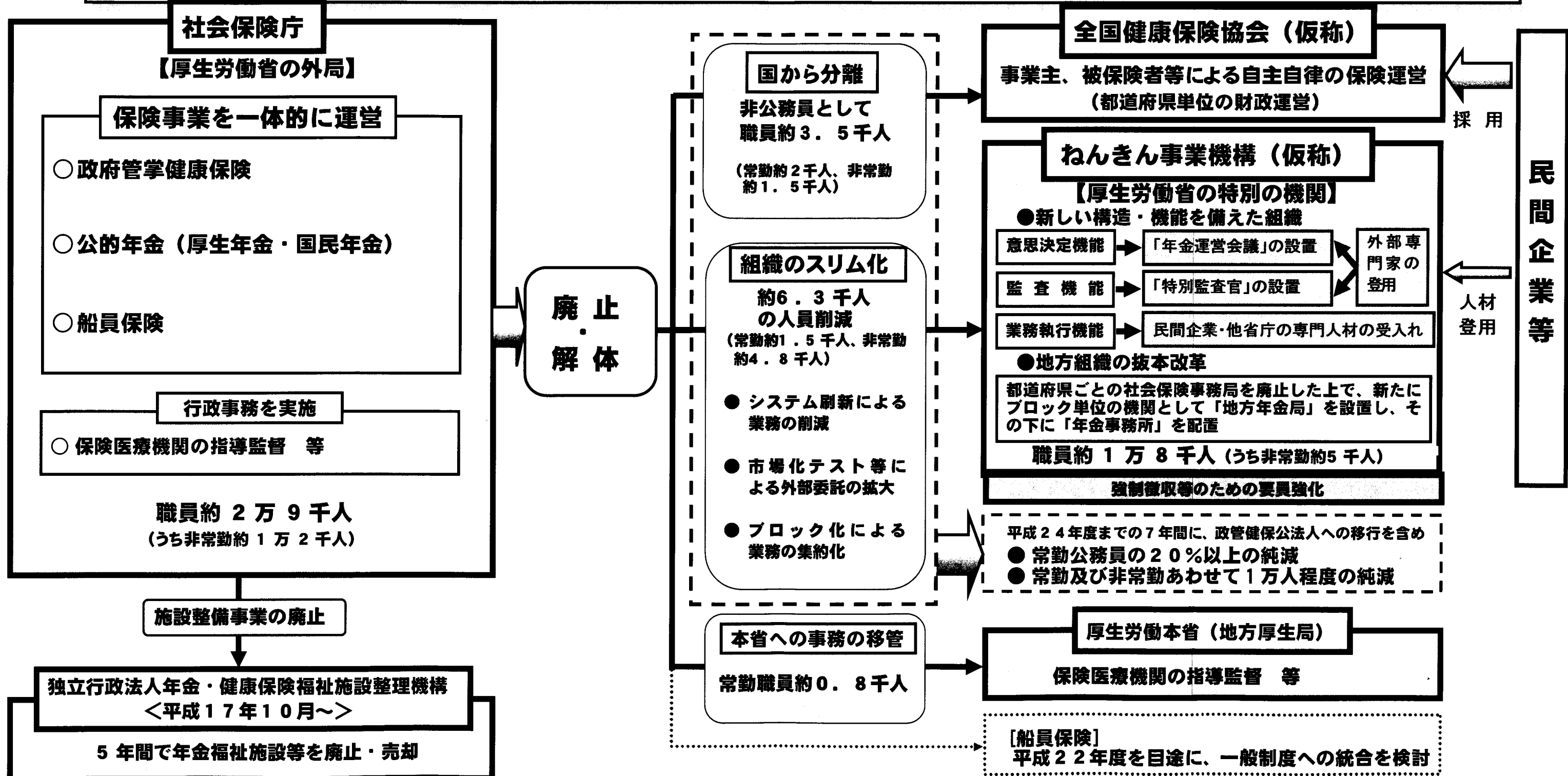


7月 （最終回）	○改革関連法案の国会審議状況等 ○新組織の発足に向けた改革の具体的進め方 ○業務改革のフォローアップ（第3回）等
-------------	--

社会保険庁改革の在り方

～社会保険庁を廃止・解体し、国民の信頼を得ることのできる新組織を設立～

- 社会保険庁を廃止・解体し、平成20年10月、公的年金及び政管健保について、それぞれ新たな運営主体を設立。
- 公的年金の運営を担う新組織については、
 - ①名実ともに新たな国家行政組織として再出発する観点から、現在の「外局」ではなく、厚生労働省の「特別の機関」として「ねんきん事業機構(仮称)」を設立することとし、
 - ②外部人材の登用による「年金運営会議」及び「特別監査官」といった新しい構造・機能を備えるとともに、
 - ③1万人程度(常勤約3,500人、非常勤約6,300人)の人員削減、民間企業的人事評価制度の導入、地方組織の抜本改革等の構造改革を行うほか、
 - ④年金受給者や年金保険料負担者等の意向を事業運営に反映させるため、「運営評議会」及び「地域運営評議会」を設ける。
- 今国会に組織改革法案を提出。(国民の信頼に足る新たな組織としての再出発を明らかにするため、厚生労働省設置法の一部改正ではなく、公的年金の業務運営の基本等とともに新組織の設置を定めた新たな単独立法とする。)



ねんきん事業機構法案（仮称）の概要

I. 「ねんきん事業機構」の事業運営の基本理念

- 「ねんきん事業機構」の事業運営は、国民の意見を反映し、常に事務処理の効率化及びサービスの質の向上を図るとともに、公正性及び透明性の確保に努めなければならないこと等を定める。

II. 「ねんきん事業機構」の組織等

- 厚生労働省に厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営を主たる目的とする特別の機関として、「ねんきん事業機構」を設置する。
- 「ねんきん事業機構」の長は、「代表執行責任者」とする。
- 「ねんきん事業機構」の地方組織として、「地方年金局」（地方ブロック機関）及び「年金事務所」（第一線機関）を設置する。
- 「ねんきん事業機構」の職員（年金運営会議の委員等を除く。）は、代表執行責任者が任免する。
- 「ねんきん事業機構」の職員は、その任用にあたり、国家公務員法に基づく職務の宣誓のほか、公的年金事業の重要性を自覚し、強い責任感を持って、誠実かつ公正に職務を遂行する旨のサービスの宣誓を行うものとする。

III. 適正な事業運営を確保するための措置

1. 年金運営会議

- 代表執行責任者が事業運営に関する重要事項について決定しようとするときは、「年金運営会議」の議を経なければならないこととする。
- 「年金運営会議」は、代表執行責任者及び委員 4 名以内をもって組織する。
- 「年金運営会議」の委員は、過去に厚生労働省の常勤の職員となったことがない者であって、公的年金制度、経営管理、徴収、サービスの改善、情報システム等に関し優れた識見を有する外部専門家のうちから厚生労働大臣が任命する。

- 「年金運営会議」の委員のうち、1名は常勤とし、その他の委員は非常勤とする。
- 代表執行責任者は、年金運営会議の終了後、速やかに、会議の議事概要を作成し、公表しなければならないこととする。

2. 特別監査官

- 代表執行責任者は、会計監査及び業務監査（個人情報管理監査を含む。）について、「特別監査官」に行わせるものとする。
- 「特別監査官」は、過去に厚生労働省の常勤の職員となることがない者であって、財務管理及び経営管理に関し優れた識見を有する外部専門家のうちから厚生労働大臣が命ずる。
- 「特別監査官」は、監査を行った場合、監査報告書を作成し、代表執行責任者に提出する。代表執行責任者は、監査報告書を年金運営会議に報告し、公表するものとする。
- 「特別監査官」は、必要があると認めるときは、年金運営会議に出席し、意見を述べなければならないとともに、代表執行責任者に対し、年金運営会議の招集を求めることができる。

3. 被保険者等の意見の反映

- 代表執行責任者は、国民的視点に立った事業運営を行うため、被保険者、事業主、受給権者等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないものとする。

4. 目標及び実績評価

- 厚生労働大臣は、毎年度、「ねんきん事業機構」の達成目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表するものとする。

5. 年金個人情報の利用及び提供の制限

- 年金個人情報については、公的年金事業の実施並びに全国健康保険協会による健康保険事業に関する事務、他制度との併給調整、介護保険料等の特別徴収等の事務を遂行する場合以外には、利用又は提供できないものとする。

6. 年金委員

- 厚生労働大臣は、厚生年金保険事業及び国民年金事業に関する国民の理解を深めるための啓発を行い、被保険者等からの相談に応じる等の活動を行う年

金委員を委嘱する。

IV. 経過措置及び検討規定

- 厚生労働大臣は、法律の施行日前において、「ねんきん事業機構」が設置後、基本理念にのっとり事業運営を円滑に開始することができるための必要な措置を講じるものとする。
- 政府は、法律の施行状況、国民年金保険料の納付状況、業務の効率化、サービスの改善状況等を勘案して必要があると認めるときは、「ねんきん事業機構」の組織・事業運営の在り方等について検討し、その結果に基づき必要な措置を講じるものとする。
- 政府は、平成18年度を目途に、船員保険制度の在り方について検討し、結論を得、平成22年度を目途に、一般制度に統合する。

V. 関係法律の一部改正

- 厚生労働省設置法から「社会保険庁」を削除する。
- 保険医療機関等に対する指導・監査等、社会保険診療報酬支払基金（各都道府県支部）に対する指導監督及び審査請求事件に関する社会保険審査官の事務は、地方厚生局において実施するものとする。
- 地方社会保険事務局及び社会保険事務所の職員によって組織される共済組合（社会保険職員共済組合）を廃止し、厚生労働省共済組合へ統合する。
- 以上のほか、厚生労働省設置法、厚生年金保険法、国民年金法等に関し、ねんきん事業機構の設置に伴う所要の改正を行う。

VI. 施行期日

平成20年10月1日

新組織の発足に向けた業務改革の推進

○国民の信頼を回復するためには、組織改革とともに、これまでの事業運営に対する御批判・御指摘の一つひとつをしっかりと受け止め、速やかに変えるべく、徹底した業務改革の取組が不可欠。

○現在、「緊急対応プログラム」(平成16年11月策定)及び「業務改革プログラム」(平成17年9月策定)に基づき、様々な取組を実施しているが、法律改正を要する事項について、「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」において必要な措置を行い、新組織の発足に向け、業務改革の着実な実施を図る。

これまでの問題点と課題

【サービスの向上】

- 年金相談の待ち時間が長い
- 手続やお知らせの内容が複雑でわかりにくい

【保険料徴収の徹底】

- 保険料を納めやすい環境づくりが不十分
- 効率的・効果的な収納対策が講じられていない

【予算執行の無駄の排除】

- 安易な随意契約が多い
- 予算執行に当たって、必要性が精査されていない

【個人情報保護の徹底】

- 個人情報が適切に取り扱われていない

新組織の発足に向け、継続的に業務改革の取組を推進

<実施中の取組>

- 58歳通知の実施(16年3月~)
- 年金相談の時間延長(16年12月~)・休日相談(17年度~)の実施
- 各種通知書等の総点検の実施(16年度~)
- 「サービススタンダード」の設定・徹底(17年度~)
- 全国统一番号による「ねんきんダイヤル」サービスの実施(17年10月~)
- 裁定請求書の事前送付サービスの実施(17年10月~)

- コンビニ(16年2月~)・インターネット等(16年4月~)を通じた納付
- 所得情報を活用した強制徴収・免除勧奨の徹底(16年10月~)
- 保険料収納事務への市場化テストの活用(17年10月~)
- 口座振替割引制度の導入(17年度~)
- 若年者納付猶予制度の創設(17年度~)

- 徹底した事務費の節減(16年度~)
- 競争入札又は企画競争の原則化(16年8月~)
- 「調達委員会」による厳格な審査(16年10月~)
- オンラインシステムの最適化計画の策定(17年度中)及び実施(18年度~22年度)
- 独立行政法人を設立し、福祉施設等の整理合理化(17年10月~)

- 職員ごとのカード番号の固定化(16年7月~)
- 本人識別パスワードの導入(16年10月~)
- 被保険者記録へのアクセス内容の監視(17年1月~)
- 全職員を対象とした職員研修の継続的な実施(随時)

<実施予定の取組>

- インターネットによる年金加入記録の即時提供(18年3月~)
- 被保険者資格に関する情報の取得(18年度中~)
- ポイント制の導入(20年度~)
- 労働保険との徴収事務の一元化の推進(20年4月~)
- 住基ネット情報を活用した住所変更等の届出の省略(23年4月~)

- 免除申請手続の簡素化(18年7月~)
- 多段階免除制度の導入(18年7月~)
- 法定免除の手続の簡素化(18年度中~)
- クレジットカードによる納付(18年度中~)
- 厚生年金の滞納処分のための資料の提供要求(18年10月~)
- 事業主との連携による保険料納付の促進(18年度中~)
- 学生納付特例の申請手続の簡素化(19年4月~)
- 任意加入被保険者の口座振替利用の原則化(19年4月~)
- 国民健康保険(市町村)との連携(19年4月~)
- 社会保険制度内の連携による保険料納付の促進(20年4月~)

- 事務費国庫負担の見直し(19年度予算~)
- 福祉施設規定の見直し(19年4月~)

- 年金運営新組織における年金個人情報の保護に関する規定の整備(ねんきん事業機構法案に規定:20年10月~)
- 基礎年金番号の法定化(20年10月~)

新組織発足時(平成20年10月)の姿

○積極的な情報提供や、簡単な手続の実現により、わざわざ事務所にお越しいただく必要のない便利な年金サービスを提供

○多様なライフスタイルに対応した「簡単」・「便利」な納め方を提供

○不公平感のない保険料負担を実現

○効率的で質の高い保険料収納事務を実現

○効率性・透明性が徹底された予算執行を確立

○個人情報保護の重要性の認識が徹底された職場を実現

※下線部が「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」において措置する事項

納付率向上に向けた戦略

納めやすい環境づくりの整備

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入 (H17.4~)

(口座振替率)

15年度末	16年度末	19年度目標
35%	→ 37%	→ 50%
632万人	651万人	

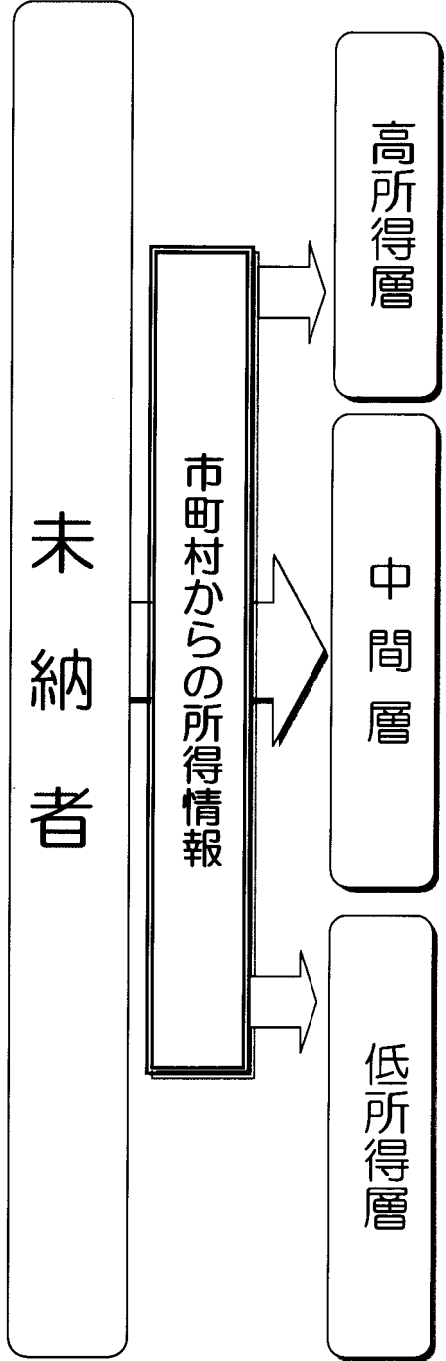
- 任意加入者の口座振替の原則化 (H19.4~)
- コンビニ納付の導入 (H16.2~)

16年度利用状況 347万件

- インターネット納付の導入 (H16.4~)

16年度利用状況 7万件

- クレジットカード納付の導入 (H18年度~)
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化 (H17.11~)



納付督促の実施

催告状(手紙) H17年度 3,967万件	電話 H17年度 829万件	戸別訪問(面談) H17年度 1,718万件	集合徴収(呼出) H17年度 2,004万件
--------------------------	-------------------	---------------------------	---------------------------

度重なる督促にも応じない

・質の向上
・効率化

強制徴収の実施

↳ 不公平感の解消と波及効果

	16年度	17年度
最終催告状	31,497件	14万件
納付等	18,959件	最終的に60万件 実施可能な体制を構築
財産差押え	380件	

効率化により強制徴収へ要員シフト

- 電話納付督促の外部委託 (H17.4~数値目標設定)
- 面談による納付督促に成果主義を導入 (H17.10~)
- 市場化テストによる民間ノウハウの活用 (H17.10~)

全社会保険事務所単位で行動計画の策定・進捗管理(H16.10~)

免除などの周知・勧奨

免除や学生納付特例(学生の間納付を猶予し後で納付できるしくみ)を周知・勧奨し、年金権を確保、年金額を増額

- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知 (H16.10~)
- 若年者納付猶予制度の導入 (H17.4~)
- 免除基準の緩和・免除の遡及 (H17.4~)
- 申請免除手続の簡素化 (H18.7~)
- 多段階免除制度の導入 (H18.7~)
- 法定免除手続の簡素化 (H18年度~)
- 学生納付特例の申請手続の簡素化 (H19.4~)

<h4>事業主との連携 (H18年度~)</h4> <p>事業主からの情報提供及び保険料納付の勧奨等に関する協力</p>	<h4>国民健康保険(市町村)との連携 (H19.4~)</h4> <p>未納者に対する短期の国民健康保険被保険者証の交付など</p>	<h4>社会保険制度内の連携 (H20.4~)</h4> <p>保険医療機関・介護保険事業者等、社会保険労務士に対し、関係団体から納付勧奨、長期末納の場合は指定等を行わない</p>
--	---	--

広報・年金教育等

○年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安を払拭 ○学生・生徒に対し、年金制度の意義等に関する理解を促進 ○ポイント制・年金カードの導入等、きめ細かい情報・サービスの提供

※下線部は、今般法律等により新たに措置する事項

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（仮称）の概要

1. サービスの向上

（国民年金法、厚生年金保険法関係）

1. 住所変更等の届出の省略 [平成 23 年 4 月施行]

○住民基本台帳ネットワークシステムから被保険者情報を取得することにより、被保険者等の氏名・住所の変更等の届出を原則廃止し、被保険者等の事務負担の軽減及び被保険者等記録の的確な管理を図る。

（住民基本台帳法関係）

2. 住民基本台帳ネットワークシステム情報の活用 [公布日施行]

○34歳到達者のうち国民年金未加入者への適用勧奨を行うとともに、被保険者等の住所変更等の届出の原則廃止を可能とするため、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けられることができる事務として、「国民年金等の被保険者に係る届出に関する事務」を追加する。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係）

3. 社会保険と労働保険との連携の推進 [平成 20 年 4 月施行]

○労働保険における年度更新（当該年度の概算保険料及び前年度の確定保険料の申告納付）の期限を、社会保険の標準報酬月額額の算定に関する届出の期限である7月10日に統一することにより、事業主による手続の簡素化等を図る。

II. 保険料の収納対策の強化等

(国民年金法関係)

1. 保険料を納めやすい環境の整備・手続の簡素化等

① クレジットカードによる保険料納付

〔公布日から9ヶ月以内の政令で定める日施行〕

○国民年金保険料の納付方法として、口座振替、コンビニ、インターネット納付等に加え、クレジットカードによる納付を可能とする。

② 任意加入被保険者の保険料納付方法として口座振替を原則化

〔平成19年4月施行〕

○国民年金の任意加入被保険者（60歳以上65歳未満の者等）について、口座振替による保険料納付を原則とすることにより、納め忘れを防止し、年金受給権の確保を確実にする。

③ 保険料免除等の手続の簡素化

○国民年金保険料の法定免除の対象者である生活保護受給者について免除手続を確実にできるよう、福祉事務所等に対し、情報の提供を求めることができることとする。〔公布日施行〕

○大学等が学生等である被保険者の委託を受けて、学生納付特例に係る申請を代行することができることとする。〔平成19年4月施行〕

2. 社会保険制度内での連携による保険料納付の促進

(国民年金法関係)

①国民健康保険（市町村）との連携〔平成19年4月施行〕

○国民健康保険短期被保険者証（下記）の交付対象となった者が、市町村の窓口で国民年金保険料を納付することができるよう、当該市町村を納付受託機関として指定することができることとする。

- ・市町村の判断で、国民年金保険料の未納者に対して、通常より短期の国民健康保険被保険者証を交付し、被保険者との接触の機会を設けることにより保険料免除や納付の促進ができることとする。

(健康保険法、介護保険法、社会保険労務士法関係)

②社会保険制度内の連携〔平成20年4月施行〕

○社会保険に密接に関わる事業者等（保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者、介護保険事業者・介護保険施設及び社会保険労務士）による社会保険料の自主的な納付を促進する仕組みとして、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、当該事業者等の指定等又は更新を認めないこととする。併せて、国民年金保険料について、関係団体を通じた納付勧奨を可能とし、当該納付勧奨により自主的な納付を促進する。

(国民年金法関係)

3. 事業主との連携による保険料納付の促進〔公布日施行〕

○従業員の国民年金保険料の納付を促進し、年金受給権の確保に資するため、事業主に対し、必要な情報の提供を求めるとともに、事業所における国民年金保険料の納付の勧奨等に関して、必要な協力を求めることができることとする。

(厚生年金保険法関係)

4. 滞納処分のための資料の提供要求〔平成18年10月施行〕

○厚生年金の滞納事業所に対する滞納処分の的確な実施を図るために、官公署に対し、資料の提供を求めることができることとする。

Ⅲ. 国民年金事業等の公正・透明・効率的な運営の確保

(国民年金法関係)

1. 事務費国庫負担の見直し [平成19年4月施行]

○平成10年度より特例措置として保険料財源が充当されている年金事務費について、受益と負担の明確化等の観点から、保険料を充当できることを恒久措置として定める。

(国民年金法、厚生年金保険法関係)

2. 福祉施設規定の見直し [平成19年4月施行]

○年金福祉施設の設置等の根拠であった、被保険者等の福祉を増進するために「必要な施設をすることができる」旨の規定を廃止するとともに、新たに「年金相談、年金教育・広報、情報提供等の国民年金事業・厚生年金保険事業の円滑な実施等を図るための事業を行うことができる」旨の規定を設ける。

3. その他の事項

(国民年金法関係)

①被保険者資格に関する情報の取得 [公布日施行]

○国民年金被保険者の適用勧奨を効率的に実施するため、市町村等の官公署に対し、被保険者の資格確認等に必要な資料の提供を求めることができることとする。

(国民年金法、厚生年金保険法関係)

②基礎年金番号の法定化 [平成20年10月施行]

○基礎年金番号を年金原簿の記載事項として法定化し、年金制度以外の関係制度を含めて、その効率的な実施のために活用できるようにする。

Ⅳ. その他の法律の一部改正

○国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に関し、事務費負担の見直しに関する改正を行うほか、厚生保険特別会計法、船員保険特別会計法、国民年金特別会計法等に関し、上記の改正に伴う所要の改正を行う。